

一般社団法人日本養鶏協会家畜防疫互助基金支援事業業務方法書

(平成24年6月13日付け日鶏24発第249号)

一部改正 平成26年3月10日付け日鶏25発第837号

一部改正 平成27年2月10日付け日鶏26発第783号

一部改正 平成27年6月2日付け日鶏27発第151号

一部改正 平成27年7月17日付け日鶏27発第245号

一部改正 平成29年6月16日付け日鶏29発第232号

一部改正 平成30年4月2日付け日鶏30発第9号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、一般社団法人日本養鶏協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第9号の規定に基づき、一般社団法人日本養鶏協会（以下「協会」という。）が行う鳥インフルエンザ互助事業に係る業務（以下「互助事業」という。）に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、互助事業の公共性・重要性に鑑み、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び関係団体との緊密な連繋のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

第2章 互助事業

(事業の趣旨、内容及び仕組み)

第3条 家畜の伝染病のうち、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「交付対象疾病」という。）の発生は、畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす。万一、これらの交付対象疾病が発生した場合に備え、発生農場が経営再開までに必要な経費等を生産者が相互に支援することにより、防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期届出を促すことが必要である。

このため、協会は家畜防疫互助基金支援事業実施要綱（平成24年3月29日付け23農畜機第5208号。以下「要綱」という。）に基づき、交付対象疾病に伴い家畜の殺処分等を行った畜産経営体を支援するための互助金の交付を行う事業を実施することとし、もって我が国畜産の安定的な発展に資するものとする。

- 2 協会は、交付対象疾病の発生時における家畜の殺処分等を行った畜産経営への影響を緩和するため、協会と家畜防疫互助金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結した畜産経営体（以下「事業参加者」という。）であって、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第32条の規定に基づき、家畜の移動等の制限等が実施された区域及び当該区域外にあって家伝法第14条第3項の規定に基づき家畜の隔離を指示された区域（以下これらを「移動制限区域等」という。）が解除された農場において経営再開等を行う事業参加者に対し互助金の交付に要する資金に充てるための生産者基金を協会に造成するものとする。
- 3 協会は、交付対象疾病が発生した場合に互助金の交付単価を認定する互助金交付認定委員会の開催及びこれに必要な現地調査等を行うものとする。
- 4 協会は、互助事業の業務を推進するため、中央推進会議の開催、事業の普及、指導及び連絡調整等を実施するものとする。

（事業実施期間）

第4条 この事業の実施期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に発生した交付対象疾病に対する互助金の交付を完了するまでとする。

第3章 家畜防疫互助事業

（契約締結の相手方）

- 第5条 国内の鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう（以下「鶏及びその他家きん」という。）の飼養者であって、交付契約締結時点において、家伝法及び家伝法第12条の3の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準を遵守している事業参加者は、協会と交付契約を締結するものとする。
- 2 協会は、家伝法第12条の6の規定に基づき都道府県知事から家畜の飼養に係る衛生管理の方法について改善すべきことの勧告又は当該勧告に係る措置をとるべきことの命令を受けた者（その改善が図られていることが確認された者を除く。）とは、交付契約を締結できないものとする。

（交付契約の申込み及び締結）

第6条 交付契約の申込みは、第5条に規定する鶏及びその他家きんの飼養者が、協会が別に定める方法により、協会に対し行うものとする。

- 2 協会は、事業参加者と協会が別に定める家畜防疫互助金交付契約書により、交付契約を締結するものとする。

なお、互助事業に継続して参加を希望する事業参加者であって、平成30年7月

3 1日までに交付契約を締結した場合は、契約の開始日を平成30年4月1日にすることができるものとする。

- 3 協会は、前項の規定により申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者と交付契約を締結するとともに、協会は、その締結状況を都道府県及び機構に対し報告するものとする。

(交付契約の契約の区分)

第7条 協会は、鶏については次に掲げる事業参加者の区分に応じ、契約の区分（以下「契約区分」という。）を設けるものとする。

(1) 常時雇用する従業員（事業主と生計を一にする者を除く。）の数が1人以上の養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社（以下「企業型」という。）

(2) (1) 以外の者（以下「家族型」という。）

- 2 事業参加者は、企業型の要件に該当する場合であっても、家族型の契約区分により交付契約を締結できるものとする。

- 3 事業参加者は、契約期間中、毎年度1回を限度として（第4項に該当する場合を除く。）、契約区分を変更することができる。この場合、新たな交付契約を締結するものとする。

- 4 協会は、企業型の契約区分で契約した事業参加者から互助金の交付申請があった場合において、当該事業参加者が企業型の契約区分の要件を満たしていないときは、家族型の契約区分への変更を行うものとする。

(契約対象農場)

第8条 契約の対象となる農場（以下「契約対象農場」という。）は、交付契約締結時点において、移動制限区域等の外に所在していなければならない。

(契約の対象となる家畜)

第9条 交付契約の対象になる家畜は、事業参加者が飼養する鶏及びその他家きんとし、いずれも国内で飼養されるものとする。

(契約対象羽数)

第10条 契約対象羽数は事業参加者が飼養する別表1の家畜の種類、契約区分及び家畜の区分（以下「家畜の種類及び区分」という。）ごとに、契約期間における事業参加者の契約対象農場ごとの見込羽数とする。

- 2 事業参加者は、交付契約締結後において、契約対象家畜の見込羽数等を変更し

たい場合には、協会が別に定める方法により、協会に対し手続きを行うものとする。

(契約の解除)

第 11 条 協会は、事業参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らかの通知又は催告することなく契約を解除することができるものとする。

- (1) 家伝法に違反する行為を行ったとき。
- (2) 家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書、第 17 条に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 第 13 条に定める期日までに事業参加者が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
- (4) 第 20 条第 1 項第 1 号の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (5) その他、契約に定める義務に違反したとき。
- (6) 理事会において、やむを得ない事由があると認めたとき。
- (7) 事業参加者（この号においては、その代表者又は役員等を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団等の反社会的勢力」という。）であることが判明したとき。

(契約の権利義務の承継)

第 12 条 事業参加者が、事業実施期間の途中で畜産経営を中止又は廃業する場合は、協会が別に定める方法により、協会の承認を得て第 17 条第 1 項第 3 号に係る家畜の互助金の交付対象となる権利義務を他の事業参加者に承継できるものとする。

(生産者積立金の単価、納付方法等)

第 13 条 事業参加者は、協会が別に定める期日までに、家畜の種類及び区分に応じ、各事業参加者の契約対象羽数に別表 1 に掲げる 1 羽当たりの生産者積立金単価（契約区分の変更により、追加納付が必要な場合はその差額。）を乗じて得た額を生産者積立金として協会に納付しなければならない。

- 2 協会は、前項に定めるもののほかに、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が定める割合（追加負担割合）を乗じて得た額を生産者積立金として事業参加者から納付させることができる。なお、事業参加者から追加

納付させる場合にあっては、追加納付に係る契約の効力を当該生産者積立金の納付日とする。

3 協会は、生産者積立金の納付方法等について、別に定めるものとする。

4 協会は、要綱第4の4の（7）のアの規定に基づき、納付された生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成するものとする。

（生産者積立金の相殺の禁止）

第14条 事業参加者は、協会に納付すべき生産者積立金について、この契約以前に事業参加者が協会に納付した生産者積立金を除き、相殺をもって協会に対抗することはできないものとする。

（生産者積立金の返戻）

第15条 生産者積立金は、以下に該当する場合を除き、返戻しないものとする。

（1）要綱第4の4の（7）のエの規定に基づき返戻するとき。

（2）契約区分の変更に係る交付契約締結後、既に納付した生産者積立金の精算が必要なとき。

（家畜防疫互助基金の造成）

第16条 協会は、徴収した生産者積立金をもって家畜防疫互助基金（以下「生産者基金」という。）を造成し、その運用により生じた果実は当該基金に繰り入れるものとする。

2 協会は、第13条第2項により生産者基金を造成した場合にあっては、第13条第1項の生産者積立金により造成した基金を既存基金、第13条第2項の生産者積立金により造成した基金を追加造成基金として、区分して管理するものとする。

3 協会は、生産者基金をそれぞれ他の勘定と区分して経理するものとする。

4 協会は、事業参加者への互助金の交付並びに第15条（2）の生産者積立金の精算が必要な場合を除き、生産者基金を取り崩してはならないものとする。

5 協会は、事業実施期間終了後、生産者基金に残額が生じた場合には、生産者積立金の納付状況に応じて、造成した基金から各々事業参加者に返戻するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

（互助金）

第17条 互助金単価及び交付方法等は、次のとおりとする。

（1）単価の設定

ア 協会は、事業参加者から互助金の交付申請があったときは、家畜の種類及び区分に応じた１羽当たりの互助金の交付単価（別表２に掲げる互助金交付上限単価の範囲内で、別表２の１の経営支援互助金にあつては次に定める算定基準により算定された額であつて互助金交付認定委員会が認定したもの。以下「交付単価」という。）を設定するものとする。

算定基準

（ア）固定経費の補正

a 雇用労賃の補正（①）

$$\text{交付上限単価における雇用労賃} \times \frac{\text{交付対象農場における１羽１か月当たりの雇用労賃}^{※1}}{\text{生産費における１羽１か月当たりの雇用労賃}}$$

※１ 交付対象農場における直近の１羽１か月当たりの雇用労賃とし、雇用労賃のデータがない場合、これに代えて、雇用労働時間をもって算定する。

b 地代補正（②）

$$\text{交付上限単価における地代} \times \frac{\text{交付対象農場における１羽１か月当たりの地代}^{※2}}{\text{生産費における１羽１か月当たりの地代}}$$

※２ 交付対象農場における直近の１羽１か月当たりの支払地代とし、路線単価等により算定する。

c 減価償却費補正（③）

$$\text{交付上限単価における減価償却費} \times \frac{\text{交付対象農場における１羽１か月当たりの減価償却費}^{※3}}{\text{生産費における１羽１か月当たりの減価償却費}}$$

※３ 交付対象農場における直近の１羽１か月当たりの建物償却とする。

（イ）空舎期間の補正（④）

交付対象農場の家畜導入計画における空舎期間^{※4}

$$\text{補正係数} = \frac{\text{交付上限単価における空舎期間}}{\text{交付上限単価における空舎期間}}$$

※4 交付対象農場において、交付対象疾病の発生等に伴い家畜等の移動制限等の措置がとられた日から、経営を再開するための新たな家畜の導入が終了した日までの期間（1か月未満は切り上げ）

（ウ）互助金交付単価の算定

$$\text{互助金交付単価}^{\text{※5}} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{その他固定費}) \times \text{④}$$

※5 互助金交付上限単価を上回った場合は、当該上限単価を互助金交付単価とする。

イ 協会は、互助金の交付に当たり、互助金交付認定委員会を開催し、機構からの補助金並びに鶏及びその他家きんの互助金の交付に係る生産者基金の全額を取り崩してもなお支払うべき互助金の額に不足が生じる場合は、互助金交付額を削減することができるものとする。

ウ 協会は、第13条第2項により生産者基金を造成した場合にあっては、生産者積立金を納付した事業参加者に対して、既存基金及び追加造成基金の範囲内で取り崩して互助金を交付するものとする。なお、既存基金の全額を取り崩してもなお支払うべき互助金の額に不足が生じる場合は、その不足額を追加造成基金から取り崩して交付できるものとする。

エ 協会は、互助金交付認定委員会でこの事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、互助金交付額を限度として互助金の概算払をすることができるものとする。

（2）互助金の交付方法等については、協会が別に定めるものとする。

（3）互助金の種類及び互助金の交付対象となる羽数（以下「交付対象羽数」という。）については、次のア及びイに掲げるとおりとし、互助金交付額は交付対象羽数に第1号の交付単価を乗じて得た額とする。ただし、家畜の種類及び区分ごとの交付対象羽数は、第10条第1項の契約対象羽数を超えないものとする。

ア 経営支援互助金

経営支援互助金とは、鶏及びその他家きんを飼養していた事業参加者の契約対象農場において、当該事業参加者がその経営を再開する場合に、家畜導入計画等に基づき家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費を支援するものであり、交付対象羽数は、次の（ア）又は（イ）に掲げる鶏及びその他家きんのうちいずれか少ない羽数のものとする。

(ア) 交付対象疾病の発生農場において、交付対象疾病の発生により死亡又は家伝法第16条の規定に基づき殺処分された鶏及びその他家きんとして家畜防疫員等が確認した鶏及びその他家きん

(イ) (ア)に掲げる鶏及びその他家きんを飼養していた契約対象農場において、(ア)に掲げる鶏及びその他家きんに代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる鶏及びその他家きん

イ 焼却・埋却等互助金

焼却・埋却等互助金とは、鶏及びその他家きんを飼養していた事業参加者に対して、家畜を焼却、埋却又は化製場において化製処理（以下「焼却等」という。）するために事業参加者が負担した経費を支援するものであり、互助金の交付対象羽数は、アの(ア)に掲げる鶏及びその他家きんであって、事業参加者の負担により焼却等されたものとして家畜防疫員等が確認した羽数とする。

(4) 協会は、(3)のアの(イ)に定める互助金交付認定委員会により認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる鶏及びその他家きんを交付対象羽数として経営支援互助金の交付を受けた事業参加者が、その導入計画等を遵守しているかについて、確認するものとする。

第4章 業務に係る事務委託に関する事項

(業務に係る事務の委託)

第18条 協会は、必要に応じ、理事会の決議を経て、互助事業に係る事務の一部を、協会が指定する者（以下「事務委託先」という。）に、協会が別に定めるところにより、委託することができる。ただし、次に掲げる事務を委託する場合には、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他協会が指定する者に委託するものとする。

- (1) 契約に係る書類の受理及び送付
- (2) 生産者積立金及び手数料の徴収及び納付
- (3) 契約対象羽数に係る書類の受理及び送付
- (4) 互助金の交付対象羽数の確認及び申出に係る書類の受理及び送付
- (5) 第15条の規定に基づく生産者積立金の返戻

第5章 雑 則

(互助金の不交付又は返還)

第19条 協会は、事業参加者が次の各号の一に該当する場合には、当該事業参加者に対

し、互助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した互助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第13条に定める期日までに事業参加者が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
- (2) 家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書、第17条に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 家伝法に定める飼養衛生管理基準を遵守していないと認められたとき。
- (4) 家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったとき。
- (5) 故意若しくは重大な過失により法令に違反したとき。
- (6) 次条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り若しくは拒否し、又は故意若しくは重大な過失によって不実の報告をしたとき。
- (7) 事業参加者（この号においては、その代表者又は役員等を含む）が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明したとき。

（報告の徴収等）

第20条 協会は、必要があると認めるときは、事業参加者に対し、家畜の飼養状況、販売状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 協会は、機構から、その業務の実施について報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（手数料）

第21条 協会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、事業参加者に手数料を納付させることができるものとする。

- 2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

（個人情報の管理）

第22条 協会、事務委託先及び機構は、業務に関して取得した事業参加者に係る個人情報については、個人情報保護法その他の法令に従い適正に取扱うものとする。

（その他）

第23条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

- 2 協会は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、事業参加者であって、配合飼料を利用し平成29年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成30年度において契約を締結していることを確認するものとする。ただし、自給飼料等への転換により、配合飼料価格安定制度の加入を取りやめた場合は、この限りではない。

附 則（平成24年6月13日付け日鶏24発第249号）

この業務方法書は、平成24年6月13日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月10日付け日鶏25発第837号）

この業務方法書は、平成26年3月10日から施行する。

附 則（平成27年2月10日付け日鶏26発第783号）

この業務方法書は、平成27年2月10日に施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月2日付け日鶏27発第151号）

1 この業務方法書は、平成27年6月2日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 平成26年度に終了した事業については、この業務方法書の改正前の家畜防疫互助基金支援事業業務方法書（平成24年6月13日付け日鶏24発第249号）の第15条第1項第1号の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年7月17日付け日鶏27発第245号）

この業務方法書は、平成27年7月17日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月16日付け日鶏29発第232号）

この業務方法書は、平成29年6月16日から適用する。

附 則（平成３０年４月２日付け日鷄３０発第９号）

- １ この業務方法書は、平成３０年４月２日に施行し、平成３０年４月１日から適用する。
- ２ 平成２９年度に終了した事業については、この業務方法書による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別表 1

種類	契約 区分	家畜の区分	生産者積立金の単価
鶏	家族型	1 採卵鶏（成鶏120日齢超）	1羽当たり 7円
		2 採卵鶏（育成鶏120日齢以下）	1羽当たり 3円
		3 肉用鶏	1羽当たり 0.2円
		4 種鶏（成鶏120日齢超）	1羽当たり 9.5円
		5 種鶏（育成鶏120日齢以下）	1羽当たり 4.5円
	企業型	1 採卵鶏（成鶏 120 日齢超）	1羽当たり 10円
		2 採卵鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1羽当たり 4.5円
		3 肉用鶏	1羽当たり 0.4円
		4 種鶏（成鶏 120 日齢超）	1羽当たり 14円
		5 種鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1羽当たり 6.5円
うずら	—		5羽当たり 5円
あひる	—		1羽当たり 2円
きじ	—		1羽当たり 2円
ほろほろ鳥	—		1羽当たり 2円
七面鳥	—		1羽当たり 2円
だちょう	—		1羽当たり 190円

別表 2

家畜の種類及び区分（契約区分）	交付上限単価	
1 経営支援互助金		
（1）鶏		
ア 家族型		
（ア）採卵鶏（成鶏120日齢超）	1羽当たり	690円
（イ）採卵鶏（育成鶏120日齢以下）	1羽当たり	320円
（ウ）肉用鶏	1羽当たり	20円
（エ）種鶏（成鶏120日齢超）	1羽当たり	930円
（オ）種鶏（育成鶏120日齢以下）	1羽当たり	430円
イ 企業型		
（ア）採卵鶏（成鶏120日齢超）	1羽当たり	990円
（イ）採卵鶏（育成鶏120日齢以下）	1羽当たり	460円
（ウ）肉用鶏	1羽当たり	30円
（エ）種鶏（成鶏120日齢超）	1羽当たり	1,350円
（オ）種鶏（育成鶏120日齢以下）	1羽当たり	620円
（2）うずら	1羽当たり	200円
（3）あひる	1羽当たり	320円
（4）きじ	1羽当たり	320円
（5）ほろほろ鳥	1羽当たり	320円
（6）七面鳥	1羽当たり	320円
（7）だちょう	1羽当たり	31,900円
2 焼却・埋却等互助金		
（1）鶏	1羽当たり	80円
（2）うずら	1羽当たり	80円
（3）あひる	1羽当たり	80円
（4）きじ	1羽当たり	80円
（5）ほろほろ鳥	1羽当たり	80円
（6）七面鳥	1羽当たり	80円
（7）だちょう	1羽当たり	3,520円

※ 焼却・埋却等互助金の支払額は、鶏及びその他の家きんにあつては要綱第4の4の（8）のエの（イ）のcの羽数に交付上限単価を乗じた金額を限度として、焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家伝法第21条に基づく焼却等に対する交付金を差し引いた額とする。